生 徒 心 得

1 服装・持ち物

(1) 制服

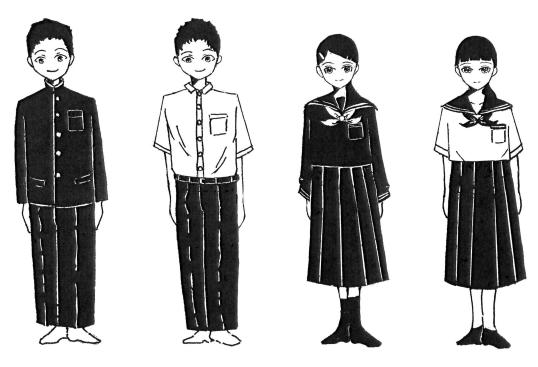
夏、冬更衣の時期は、6月1日、10月1日を基準日とし、気候に応じて各自の判断で移行していく。 学生服

- ア 冬服は右襟に校章がついた標準型の黒の詰襟学生服とし、学校指定のボタンをつける。
- イ 夏服は校章がついた学校指定の白のワイシャツとする。

セーラー服

- ア 冬服は左胸に校章が刺繍してある学校指定の紺のセーラー服とする。
- イ 夏服は校章がついた学校指定の白のセーラー服とする。
- (2) 通学靴は、ローファーもしくはスニーカーや運動靴などのかかとがあり、安全で動きやすい物とする。 サンダルや厚底、スパンコール、ラメ加工等を施してあるものは禁止。

【服 装】



(3) 防寒具

- ア 手袋、マフラー、ネックウォーマー、コート等の防寒具の使用を許可する。
- イ 防寒対策として、タイツ、ストッキングの着用を許可する。
- ウ セーラー服着用時は コートに替えて学校指定のジャージの着用を認める。
- (4) 登下校時のカバンは、カバンの口がファスナー等で完全に閉まるもの(ボタン不可)、授業用具が入り、机の横に掛けられる大きさとする。
- (5) 授業、部活動に必要ないものを携行しない。携帯電話は、学校敷地内では電源を切り、バッグまたはロッカーに入れ、放課後敷地外に出るまで一切使用しない。

2 頭髪・身なり

頭髪は、パーマ、染色、脱色等の加工を禁止する。

- ア目が隠れない髪型とする。
- イ 化粧、装飾品等しない。

【頭 髪】









3 校内生活

(1) 欠席・遅刻・外出・早退

ア 遅刻、欠席(忌引き等を含む)のときは、7時45分~8時10分の間に保護者が学校に連絡する。 イ 遅刻・早退・外出は許可証を発行してもらう。

(2) 部活動

ア 1年生は全員、部活動登録を行い、1年間は継続して活動する。

4 校外生活

- (1) 外出時は身分証明書を携帯し、22時までとする。
- (2) 学期中のアルバイトは原則として認めない。 ※経済的な理由等やむを得ない事情のある場合のみ特別アルバイトを認める。
- (3) 長期休業中のアルバイトは、許可を得て行うことができる。

5 交通

- ア 自転車での通学を希望する者は、自転車通学許可願を提出し、指定ステッカーを貼る。
- イ 安全な自転車を使用し、自転車保険に加入する。
- ウ 自転車運転時はヘルメットを着用することが望ましい。

6 願・届

決められた願・届を提出する。

- ・校外における各種活動許可願い
- ・ 自転車通学許可願い
- ・アルバイト届 (長期休業中)
- 交通事故報告書
- 交通違反報告書
- 自動車学校通学許可願

7 特別指導

- (1) 以下の行為があった場合には、特別指導を行う。
 - ア 飲酒・喫煙(同席を含む)、万引き、窃盗、薬物使用(含シンナー)、恐喝、暴力殴打、粗暴、わい せつ、とばく、その他法律違反
 - イ 無免許運転、暴走行為、バイク同乗、その他交通違反
 - ウ いじめ、考査不正、授業妨害、暴言、教員に対する反抗的な態度、その他学校の安全を脅かす行為
 - エ 無断免許取得、車両運転(軽車両を除く)、無断アルバイト、無断外泊、その他届出違反
 - オ 無断欠席・遅刻・外出・早退、家出、不健全娯楽、不良交友、不健全性行為、その他学校生活への 意欲を欠く行為
 - カ その他校則違反、新居高生としてふさわしくない行為
- (2) 刑罰法規に抵触する可能性のある行為(傷害、暴行、強制わいせつ、恐喝、器物破損、強要、窃盗等) については、警察と連携して対応する場合がある。
- (3) 特別指導は、保護者同席でおこなう。特別指導により授業を欠いた場合、当該授業は欠課とする。